

特別支援教育就学奨励費

学校教育法施行令第22条の3とは

公立の小・中学校の通常学級に通うお子さんが学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する場合、保護者は特別支援教育就学奨励費の受給申請を行うことができます。

学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度については、表(1)または表(2)をご確認ください。

表(1)

区分	障害の程度(表1)
視覚障害者	両眼の視力(矯正視力)がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1、知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 2、知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1、肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2、肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

表(2)

	該当要件(表2)
通級指導	通級指導を受けており、通級先の学校まで公共交通機関を利用して通学している場合、世帯の収入に応じて、交通費の一部を援助します。 ※就学援助を受けている場合も、申請が必要です。

学校教育法施行令第22条の3に該当する場合は、教育管理課までお問い合わせください。

問合せ 朝霞市教育委員会 教育管理課
電話: 048-463-0793 (直通)